

行方市訓令第17号

行方市建設工事等請負業者指名停止等措置要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年12月24日

行方市長 鈴木 周也

行方市建設工事等請負業者指名停止等措置要領の一部を改正する訓令

行方市建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成17年行方市訓令第32号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年6月1日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の訓令の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の訓令の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第13条に規定する禁錮をいう。以下同じ。)に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留(旧刑法第16条に規定する拘留をいう。)に処せられた者とみなす。